

令和6年度やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業

C02 排出量算定支援・脱炭素化コンサルティング支援応募要領(2次)

1 目的

カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展のため、県内中小企業に対し脱炭素経営に向けたC02排出量算定支援・脱炭素化コンサルティング支援を行う。

2 支援対象

山口県内に主たる事務所及び事業場を有する中小企業者（みなし大企業を除く）

令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち別表に定める業種を対象とする。

3 募集期間

二次 令和6年9月9日から令和6年10月15日まで

4 支援内容

C02排出量算定、見える化

C02排出量削減・削減ロードマップ策定、脱炭素化コンサルティング
フォローアップ（必要に応じて）

5 支援実施者

ワイエムコンサルティング株式会社（山口県中小企業団体中央会より委託）
下関市竹崎町4丁目7番24号 エストラスト下関センタービル8階
電話 083-250-6411 URL <https://www.ymcs.co.jp/>

6 支援企業の選定

産業的効果（C02排出量の削減、エネルギー効率の改善、新たな雇用や人材育成等）が期待され、脱炭素経営に向けて意欲があり、中小企業が取り組むモデルたり得る者

山口県並びに山口県中小企業団体が選定・支援決定する

二次 6者程度

7 普及啓発への協力

企業秘密の情報を除き、本支援事業での成果を脱炭素経営の普及啓発のため、山口県並びに山口県中小企業団体中央会が活用することへ協力を求める

また、ワイエムコンサルティング株式会社と支援実施にかかる情報提供への同意を求める

別表 令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、以下の業種に該当する者

大分類	中分類
D：建設業	-
E：製造業	09：食料品製造業 12：木材・木製品製造業（家具を除く） 14：パルプ・紙・紙加工品製造業 16：化学工業 17：石炭製品・石炭製品製造業 18：プラスチック製品製造業 19：ゴム製品製造業 21：窯業・土石製品製造業 22：鉄鋼業 23：非鉄金属製造業 24：金属製品製造業 26：生産用機械器具製造業 27：業務用機械器具製造業 28：電子部品・デバイス・電子回路製造業 29：電気機械器具製造業 31：輸送用機械器具製造
H：運輸業、郵便業	-
I：卸売業、小売業	-
L：学術研究、専門・技術サービス業	-
M：宿泊業、飲食サービス業	-
N：生活関連サービス業、娯楽業	-
P：医療、福祉業	-
R：サービス業【他に分類されないもの】	-